

1. 議事日程（平成30年第1回北広島町議会定例会）

平成30年3月5日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第3号	専決処分の報告について (旧芸北中学校校舎等解体工事請負契約の変更)
日程第5	議案第4号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第5号	特別職の職員等の旅費の特例に関する条例
日程第7	議案第6号	北広島町課設置条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第7号	北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第8号	北広島町表彰条例
日程第10	議案第9号	北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第10号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第11号	北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第12号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第13号	北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第14号	北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第15号	北広島町小規模老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第16号	北広島町敬老金条例の一部を改正する条例
日程第18	議案第17号	北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第19	議案第18号	北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
日程第20	議案第19号	北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第21	議案第20号	北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第22	議案第21号	北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第23	議案第22号	北広島町医師・看護師育成奨学金貸付条例の一部を改正する条例
日程第24	議案第23号	北広島町森づくり基金条例
日程第25	議案第24号	北広島町企業立地奨励金条例の一部を改正する条例
日程第26	議案第25号	北広島町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第27	議案第26号	北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第28	議案第27号	芸北 高原の自然館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第29	議案第28号	北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第30	議案第29号	北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例
日程第31	議案第30号	北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第32	議案第31号	指定管理者の指定について
日程第33	議案第32号	字の区域の変更について
日程第34	議案第33号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第35	議案第34号	財産の無償譲渡について
日程第36	議案第35号	平成29年度北広島町一般会計補正予算（第7号）
日程第37	議案第36号	平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第38	議案第37号	平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第39	議案第38号	平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
日程第40	議案第39号	平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第41	議案第40号	平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第4号）
日程第42	議案第41号	平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第43	議案第42号	平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第4号）
日程第44	議案第43号	平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第45	議案第44号	平成29年度北広島町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第46		施政方針
日程第47	議案第45号	平成30年度北広島町一般会計予算
日程第48	議案第46号	平成30年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第49	議案第47号	平成30年度北広島町下水道事業特別会計予算
日程第50	議案第48号	平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第51	議案第49号	平成30年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第52	議案第50号	平成30年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第53	議案第51号	平成30年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第54	議案第52号	平成30年度北広島町診療所特別会計予算
日程第55	議案第53号	平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算
日程第56	議案第54号	平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第57	議案第55号	平成30年度北広島町水道事業会計予算
日程第58	議案第56号	平成30年度北広島町豊平病院事業会計予算
日程第59	発議第1号	予算審査特別委員会の設置について

- 日程第60 同意第1号 教育長の任命の同意について
 日程第61 同意第2号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について
 日程第62 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 浜田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
7番 宮本裕之	8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一
10番 梅尾泰文	11番 室坂光治	12番 服部泰征
13番 伊藤淳	14番 中田節雄	15番 大林正行
16番 伊藤久幸		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 中原健	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 清水繁昭	豊平支所長 堂原千春
危機管理監 五反田孝	総務課長 古川達也	財政課長 信上英昭
企画課長 畑田正法	税務課長 浅黄隆文	福祉課長 清見宣正
保健課長 福田さちえ	農林課長 落合幸治	商工観光課長 沼田真路
建設課長 砂田寿紀	町民課長 坂本伸次	上下水道課長 中川克也
消防長 石井雅宏	学校教育課長 石坪隆雄	生涯学習課長 西村豊
会計管理者 畑田朱美	国土調査事務所所長補佐 中川俊彦	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。1月中旬からの寒波により水道被害、あるいは時間断水というようなこともありました。この2週間ぐらいから、めっきり春めいてまいりました。

また、明るい話題として平昌オリンピックがあり、日本人選手の活躍は目をみはるものがありました。この大会を通して、日本人の心、日本人の決断力、きずなの強さに改めて感動し、また、スポーツのすばらしさも再認識いたしました。本定例会は、平成30年度予算、また多くの議案が上程されています。16日間に及ぶ会期、活発な審議を期待いたします。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回北広島町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤久幸） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、森脇議員、7番、宮本議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

- 議長（伊藤久幸） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

- 議長（伊藤久幸） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は、配付したとおりですが、その中から若干報告を申し上げます。1月7日には、北広島町消防出初式が千代田中学校グラウンドにおいて盛大に挙行され、天候に恵まれたことから、広島市消防局の消防ヘリが飛来し、県知事のメッセージを投下して、伝達されました。また午後には、千代田開発センターで135名の新成人が出席し、北広島町成人式が開催され、新成人の主張発表があり、また、新成人みずからが神楽を舞い、披露するなど、すばらしい成人式であったように思います。3月1日には、千代田高等学校、加計高等学校芸北分校、広島新庄高等学校の3高等学校で卒業式が行われております。以上で、議長報告を終わります。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙、請願・陳情受付簿のとおりです。地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が提出されております。お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。以上で、議長からの諸般の報告を終わります。次に、町長から行政報告の申

し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 行政報告の初めに、一言おわびを申し上げます。このたび、千代田地域の工業団地などにおいて、1月15日から4日間にわたり、時間断水を行わなければならない事態を招いたこと、また、2月13日には壬生浄水場を原因として、壬生地域を中心とした広い範囲での停電を引き起こしたことにつきまして、関係企業の皆様をはじめ町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたこと、心よりおわび申し上げます。また、企業の皆様、町民の皆様のご協力により終息できましたことを感謝申し上げます。なお、壬生浄水場の水確保対策では、昨年からの取水設備の拡充工事を進めているところでありますが、平成30年度上期には完了いたします。水の確保ができ、安全・安心な水道水の供給をまいりますので、よろしく願いをいたします。それでは行政報告に入らせていただきます。まず、企画課の関係であります。4ページをお願いします。定住促進の取り組み、空き家情報バンク、これが今年度4月1日から2月14日までの状況でありますけれども、成約件数が23件、定住相談は279件受けたところでございます。6ページをお願いします。役場周辺整備事業、北広島町まちづくり拠点整備事業として、住民と行政との協働による地域づくり、まちづくり活動につなげる北広島町まちづくり拠点の整備計画を老朽化している千代田中央公民館の建替えとあわせ、幅広い視点から検討をいただいたところであります。検討委員会でも検討いただき、また、パブリックコメント等もいただいて、そうした中で、委員会の意見をまとめ、この1月19日に北広島町まちづくり拠点整備基本計画として答申をいただいたところでございます。7ページをお願いします。協働のまちづくりということで、職員研修につきましては、住民と行政が支え合う官民協働という目標を改めて共有するとともに、所属部署を横断して対話を深め、実践に向けた意識とスキルの向上を図ることを目的に、全体研修を2回、それからファシリテーター研修を3回行っております。また、地域協議会へのアプローチということで、4つの旧町単位の地域協議会がありますが、それぞれで地域の将来ビジョンを描くワークショップを開催をしていくようにしておるところでございます。12ページをお願いします。保健課の関係であります。元気づくり推進事業であります。現在、町内50会場で行っております。今年度29年の4月から、この1月まで、10カ月間で2万2000人を超える延べ参加人員となっております。今後とも健康寿命を延ばすということで力を入れてまいりたいと考えております。15ページをお願いします。第7期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業でありますけれども、4回の策定委員会を開催し、検討していただき、先般3月1日に答申をいただいたところでございます。17ページをお願いします。農林課の関係であります。新規就農総合対策事業ということで、平成30年度、北広島町認定研修生2名を決定をしていただいております。1名は、ハウレンソウ、もう1名はミニトマトを研修するというところで進めているところであります。18ページ、商工観光課の関係であります。道の駅管理事業として、道の駅舞Road IC千代田、これが平成29年度のモデル道の駅、地域交通拠点部門としてでありますけれども、認定をいただきました。先般、石井国土交通大臣から直接認定証を授与していただいたところでございます。19ページをお願いします。北広島町農山村体験推進事業であります。山海島体験活動として、小学校25校今年度受け入れをしております。693名の受け入れであります。また、修学旅行の受け入れとして8校651名の受け入れをしているところであります。また、21ページでありますけれども、海外からの教育旅行ということで、3団体、生徒数で57名の受け入れをしているところであります。次に、建設課の関係でありま

す。23ページをお願いします。7月4日、5日に発生いたしました豪雨災害、この災害復旧事業であります。国庫負担法による災害査定を完了したところであります。農地災害、農業用施設災害、林道災害、町道災害、河川災害合わせて279カ所、合計金額が約16億7000万円となったところがございます。私からの報告は以上であります。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 教育委員会から、主要事業の概要を申し上げます。26ページをごらんください。まず、学校教育課でございますが、学校教育活動といたしましては、全国中学校体育大会スキー選手権、あるいは国民体育大会のほうに、国民スキー大会でございますが、町内の中学生が参加をしてくれております。安心・安全な学校施設でございますが、千代田中学校体育館の大規模改修が12月25日に完了しております。また、旧芸北中学校の校舎解体工事が30年2月19日に完了しております。27ページをお開きください。生涯学習課関連でございますが、大変たくさんの事業を実施をさせていただきました。まず、成人式、先ほど議長からもございましたが、1月7日に開発センターにおきまして、対象者が218名、参加者が135名でございましたが、成人者みずからがいろんな発表するという、大変有意義な会になったかというふうに思っております。以下、生涯学習事業、公民館事業、芸術文化、図書館、文化財保護、高原の自然館事業、大変多くの事業をさせていただきました。まことにありがとうございました。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 以上で、町長及び教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（伊藤久幸） 日程第4、報告第3号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第3号について説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第3号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 専決処分第1号、専決処分についてご説明をさせていただきます。地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて、次のとおり、平成30年2月7日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。1、工事名、旧芸北中学校校舎等解体工事。2、工事場所、北広島町川小田10075番地1、旧芸北中学校。3、変更請負金額9298万8000円。4、今回変更による増額226万8000円。5、請負者、広島県山県郡北広島町本地10710番地1、福井建設株式会社北広島営業所所長北野浩。6、変更理由でございます。北広島町立小中学校アスベスト含有調査に基づきまして、当初設計で寄宿舎棟の調理室ほか3カ所のアスベスト処理を見込んでおりましたが、受注者側の事前調査に基づいて、寄宿舎棟の階段室天井と地下室ボイラー室の一部にアスベスト使用箇所が新たに発見されたため、アスベスト除去工事箇所の追加

を行う必要が生じたために工事費が増額となりました。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から

日程第9 議案第8号 北広島町表彰条例

○議長（伊藤久幸） 日程第5、議案第4号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から、日程第9、議案第8号、北広島町表彰条例までを一括議題とします。以上、5議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第4号から議案第8号につきまして、一括して説明します。議案集の3ページをお願いします。議案第4号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、給与の適正化に伴い、職員の特殊勤務手当の一部を廃止するため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。6ページをお願いします。議案第5号、特別職の職員等の旅費の特例に関する条例について説明します。本案は、平成30年度から3年間、特別職の職員等の旅費の日当を支給しないこととするための特例条例を定めるため、町議会に提案するものです。8ページをお願いします。議案第6号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町組織の名称変更をするため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。11ページをお願いします。議案第7号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、指定居宅介護支援事業者の指定権限が県から町へ権限移譲されることに伴い、新たな手数料が生じたため、また、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う条例の一部改正について町議会に提案するものです。14ページをお願いします。議案第8号、北広島町表彰条例について説明します。本案は、町政の振興に寄与し、または町民の模範となる行為があった者の表彰に必要な事項を定めるため、町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） それでは議案第4号から8号まで、総務課からご説明をいたします。議案集3ページをお開きください。議案第4号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。消防職員の救急出動におきまして、管轄区域外へ搬送業務に従事した職員に対して支給する手当、1件につき400円でございますけれども、これを廃止するものでございます。議案集6ページをお願いをいたします。特別職の職員等の旅費の特例に関する条例。議案第5号でございます。町長、副町長、教育長及び職員の旅費の日当を平成30年4月1日から平成33年3月31日の3カ年にわたりまして支給しないこととするものでございます。いずれも財源確保の観点から、内部管理経費の削減を目的とするものでございます。続いて議案集8ページをお願いをいたします。議案第6号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例。危機管理監を廃止し、危機管理課を設置するものでございます。続いて議案集11ページをお願いをいたします。北広島町手数料条例の一部を改正する条例でございます。2件でございますけれども、介護保険関係では、権限移譲に伴いまして、指定居宅介護支援事業者の指定手数料

及び事業者の更新手数料を追加するものでございます。また、砂利採取法関係ですけれども、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令によりまして、手数料の標準単価の見直しが行われ、手数料の引き下げが必要となったため、砂利採取計画の認可の申請及び変更の認可の申請に関する審査手数料を引き下げるものでございます。続いて、議案集14ページをお願いいたします。議案第8号、北広島町表彰条例でございます。主な項目をご説明をさせていただきます。第1条、目的、町政の振興に寄与し、または町民の模範となる行為があった者を表彰し、もって町の自治の振興を促進することを目的とするものでございます。第2条の表彰の対象でございますが、町の公益事業について功績顕著なもの、産業、教育、文化その他の分野において、町の発展に寄与した者、町民で、町民の模範となる善行をなした者、価格100万円以上の金品を町に寄附した者。長年にわたり、社会公共のために尽力し、功績顕著な者。これらのほか、町政に関し、功労のあった者を表彰の対象とするものでございます。第4条の表彰につきましては、町長が表彰状または感謝状を贈って、これを行うとしております。第6条、表彰審査委員会の設置、表彰の適正を期するため、北広島町表彰審査委員会を置くものでございます。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） これをもって提案理由の説明を終わります。以上5議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第9号 北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例から
日程第17 議案第16号 北広島町敬老金条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第10、議案第9号、北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例から、日程第17、議案第16号、北広島町敬老金条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。以上、8議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第9号から議案第16号につきまして、一括して説明します。議案集の17ページをお願いします。議案第9号、北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、固定資産評価審査委員会条例の改正に伴う条例の一部改正について町議会に提案するものです。21ページをお願いします。議案第10号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方税法及び市町村国民健康保険税条例の一部改正に伴い、また、町の国民健康保険税の税率改正を行うため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。32ページをお願いします。議案第11号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険運営協議会の名称が変更となったこと並びに国民健康保険の県単位化により、葬祭費の額が3万円に統一されたことによる条例の一部改正について町議会に提案するものです。35ページをお願いします。議案第12号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険運営協議会の名称が変更となったことによる条例の一部改正について町議会に提案するものです。37ページをお願いします。議案第13号、北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について説明し

ます。本案は、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設され、福祉医療費、公費負担補助金交付要綱が一部改正されることにより、条例の一部改正について町議会に提案するものです。40ページをお願いします。議案第14号、北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることにより、条例の一部改正について町議会に提案するものです。42ページをお願いします。議案第15号、北広島町小規模老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、小規模老人ホーム千代田静楽荘を廃止するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。44ページをお願いします。議案第16号、北広島町敬老金条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、敬老金の支給対象年齢及び額を変更するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 税務課長。

○税務課長（浅黄隆文） 議案第9号、北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、税務課から説明をいたします。議案集17ページから20ページをごらんください。改正理由は、固定資産評価審査委員会条例で、これは市町村の標準的な条例として定められたものでございます。以前は、条例準則というふうに呼ばれておりました。この改正に伴う町条例の一部改正でございます。改正の主な点は、18ページの中ほど、第5条第3項に審査申出書に欠陥があれば、5日以内に欠陥を補正させなければならないという規定が挿入をされたものでございます。その他の改正については、文言修正でございます。続いて、議案第10号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。議案集は21ページから31ページをごらんください。改正の主な点は、2点でございます。第1点目は、国保の県単位化に伴い、従来は、町の国保事業に充てるため国保税を課税しておりました。これが平成30年度からは県の国保特別会計に納付金として納付する費用に充てるため、国保税を課税することに改めます。2点目は、税率の見直しと、それに連動した均等割及び平等割の減額の改正です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議案第11号から議案第14号までの4議案につきまして、町民課よりご説明申し上げます。議案書の32ページをお願いいたします。議案第11号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の第2章にあります国民健康保険運営協議会の名称を国民健康保険事業の運営に関する協議会に変更するものです。第5条の出産育児一時金ですが、国民健康保険の県単位化によりまして、出産育児一時金を42万円に統一することから、加算額の上限である3万円を1万6000円とし、条例の整備をするものです。第6条の葬祭費につきましても、県内全市町の葬祭費を3万円に統一することから改正するものでございます。続きまして、議案書の35ページをお願いいたします。議案第12号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、国民健康保険運営協議会の名称の変更に伴い、別表第1中にあります国民健康保険運営協議会委員の名称を国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に変更するものです。続きまして、議案書の37ページをお願いいたします。議案第13号、北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてですが、条例第3条中の高齢者医療の確保に関する法律の被保険者について、国民健康保険法第116条の2の

規定により、住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が75歳到達等により、後期高齢者医療に加入した場合には特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とする事と規定する高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2が新設されことにより改めるものでございます。続きまして、議案書の40ページをお願いいたします。議案第14号、北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてですが、議案第13号と同じく、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2が新設されたことにより、条例第3条、保険料を徴収すべき被保険者に第5号を追加するものです。以上で町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 議案第15号、北広島町小規模老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例について、福祉課からご説明いたします。議案集の42ページをお願いします。今回提案をさせていただきました一部改正条例は、千代田地区の蔵迫にあります小規模老人ホーム千代田静楽荘を施設の老朽化により廃止するために条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、第2条、表の中の小規模老人ホーム千代田静楽荘を削除するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。続いて、議案第16号、北広島町敬老金条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の42ページをお願いします。今回提案をさせていただきました一部改正条例は、敬老金の対象年齢と額を変更するために条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、第2条中の敬老金の支給年齢75歳を削除し、第3条中の88歳と100歳の敬老金の額を変更するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤久幸） これをもって提案理由の説明を終わります。以上8議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第17号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例から

日程第23 議案第22号 北広島町医師・看護師育成奨学金貸付条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第18、議案第17号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例から、日程第23、議案第22号、北広島町医師・看護師育成奨学金貸付条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。以上6議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第17号から議案第22号につきまして一括して説明します。46ページをお願いします。議案第17号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、介護保険法の改正及び介護保険料の改定に伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。50ページをお願いします。議案第18号、北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について説明します。本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正及び指定居宅介護支援事業者の指定及び指導権限が県から町へ権限移譲されることに伴い、新たな条例の制定について町議会に提案するものです。65ページをお願いします。議案第19号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例について説明します。本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。112ページをお願いします。議案第20号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。120ページをお願いします。議案第21号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。126ページをお願いします。議案第22号、北広島町医師・看護師育成奨学金貸付条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、奨学金貸付の対象者の拡大により、医療従事者の確保を図るため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第17号から22号まで、保健課からご説明申し上げます。議案集の46ページをお願いいたします。議案第17号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、介護保険法第117条に基づき策定した第7期介護保険事業計画において、第7期の計画期間平成30年度から32年度における保険料率を改定するためのものがございます。この第7期介護保険事業計画の策定に当たっては、15名の委員からなる策定委員会を設置し、現在の第6期の実績状況等をもとに、平成30年度、31年度、32年度の3カ年の介護サービスのあり方や介護給付費の伸び等の見込み、また、これに基づく第1号被保険者の保険料について審議いただき、策定したものでございます。改正箇所についてでございます。第2条の保険料率を段階ごと、所得に応じ、9段階に分け、それぞれ保険料を改定いたします。次の47ページの第2条第1項第5号の第5段階が保険料基準額となります。第5段階は、世帯の中に町民税課税者がおられる場合、被保険者本人が町民税非課税で、かつ前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超える方でございます。年額の保険料、改正前7万6100円を改正後8万6400円としております。また、第2条2項、3項、4項につきましては、第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準を国の省令の改正に基づき、改正しております。国の省令により、被保険者本人が町民税課税層に当たる第7段階、第8段階及び第9段階の境目となる基準所得額をそれぞれ200万円、300万円に改定するものでございます。次のページ、第2条第5項は、第2条第1項第1号に掲げる第1段階の被保険者に対する保険料の軽減でございます。第18条は、第2号被保険者自体のサービス利用も増えていることから、介護保険法の改正を受け、町条例を改正するものでございます。次に、議案集50ページをお願いいたします。議案第18号、北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてでございます。この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定及び指導権限が県から町へ権限移譲されることに伴い、町条例

で指定居宅介護支援事業及び基準該当居宅介護支援の業務の基準を定めるものでございます。この条例は、第1章から第5章、附則から構成されており、その中の第2条において、基本方針を定め、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して事業を行うこととしております。第2章には、人員に関する基準、第3章では運営に関する基準、第4章では、基準該当居宅介護支援に関する基準を規定しております。次に、議案集の65ページをお願いいたします。議案第19号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。議案集65ページ、今回の改正は、指定地域密着型サービスの基準について、平成30年基準改正省令による省令改正を受けて条例を改正するものでございます。主な改正点の1点目、地域包括ケアシステムの強化のために介護保険法が改正されておりますが、平成30年度から共生型サービスという類型が創設されます。共生型サービスというのは、障害者が65歳以上になっても、使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら、適切にサービス提供を行うという観点から、介護保険、または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の制度における指定も受けやすくなるように特別の基準を整備するものでございます。指定地域密着型サービスでの地域密着型通所介護について共生型サービスが導入されます。72ページをお願いいたします。72ページの第5節に基準を定めております。2点目は、法改正により、介護保険施設の新たな類型として介護医療院が創設されます。これにより、条例中に介護保険施設や施設サービスの類型を列挙している箇所、介護老人保健施設や介護保険施設サービスについて言及している箇所について、介護医療院を加えております。3点目は、指定地域密着型サービス事業所において、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることを定めております。次に、議案書の112ページをお願いいたします。議案第20号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。112ページにございますが、今回の改正は、議案第19号でご説明させていただきましたものにあわせて、指定地域密着型サービスの中で、介護予防、要支援1、2の方のサービスの事業についての変更でございます。介護医療院が創設されることを受けて、施設等に介護医療院を加えております。あわせて118ページの第78条の第3項に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の身体的拘束等の適正化のための委員会の開催及び指針の整備、従業者への研修を定めております。次に、議案集の120ページをお願いいたします。議案第21号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。議案第19号同様、国の省令改正を受けて町条例を改正するものでございます。基本方針の第3条の第4項に、地域共生型社会の実現に向けた取り組みの推進として、障害福祉サービスとの連携に努めることを定めております。121ページにあります指定特定相談支援事業者は、障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談支援を行う事業者でございます。第6条では、利用者またはそのご家族に対し、説明や同意をより丁寧に行い、医療機関等との連携を図ることを定めております。次に、議案集の126ページをお願いいたします。議案第22号、北広島町医師・看護師育成奨学金貸付条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げ

ます。今回の条例改正は、奨学金の対象者の拡大や貸付期間の変更、返還方法の緩和により、町の医療を支える人材の育成につなげ、医療の確保及び充実を図るためのものがございます。主な改正点の1点目としましては、対象者の拡大についてでございます。第1条の目的の医療従事者として、医師・看護師に新たに准看護師を加えております。町内の医療機関等の看護師不足は深刻な状況にあることから、より実態に即した人材の育成のために准看護師を加えております。また、このことに伴って、保健師・助産師看護師法第22条にのっとり、第2条の第2項の養成施設に都道府県知事の指定する准看護師養成所を加えております。2点目は、第5条の貸付期間の変更についてでございます。県内の養成施設の就業年限及び事業量等の状況から、准看護師の貸付期間は2年とし、貸付額は月額5万円以内としております。3点目は、返還方法の緩和でございます。第11条にございますように、奨学金返還につきましては、これまでは1カ月以内に全額を一括返還することとなっておりますが、今回、貸付年数の2倍に相当する期間以内に返還することに変更し、返還方法として、月賦、半年賦、年賦または一括納付のうちから選択できるよう返還方法を緩和しております。次の128ページに、次、改正点の4点目でございます。第12条の返還の猶予についてでございます。准看護師の養成施設卒業後、引き続き、看護師の養成施設に進学することも想定されますので、在学中に返還の義務が生じることがないように第3項の猶予期間を3年に延ばしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（伊藤久幸） これをもって提案理由の説明を終わります。以上6議案については、後日審議、採決を行います。暫時休憩といたします。11時10分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 59分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第23号 北広島町森づくり基金条例から

日程第31 議案第30号 北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第24、議案第23号、北広島町森づくり基金条例から、日程第31、議案第30号、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。以上、8議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第23号から議案第30号につきまして、一括して説明しま

す。議案集の131ページをお願いします。議案第23号、北広島町森づくり基金条例について説明します。本案は、広島の森づくり交付金事業による交付金の積み立てを行い、森林環境整備の財源に充てるための基金を設置するため、条例の制定について町議会に提案するものです。134ページをお願いします。議案第24号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、奨励金の額を改正するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。137ページをお願いします。議案第25号、北広島町都市公園条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、都市緑地法等の一部を改定する法律に伴い、都市緑地法等の一部を改定する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により都市公園法施行令が一部改正され、都市公園の敷地面積に対する当該都市公園の運動施設の敷地面積の割合を条例で定めることとなったため、町議会に提案するものです。140ページをお願いします。議案第26号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、子育て世代の支援として、公立放課後児童クラブの長期休業日、朝の開所時間を早めて開所することを定めるため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。143ページをお願いします。議案第27号、芸北高原の自然館設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、芸北高原の自然館の利用促進を目的として、当該施設展示室の入場料を無料とすることを定めるため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。146ページをお願いします。議案第28号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、コミュニティ広場の夜間照明施設利用料金を変更するため利用料金の条例の一部改正について町議会に提案するものです。149ページをお願いします。議案第29号、北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことから、条例の一部改正について町議会に提案するものです。157ページをお願いします。議案第30号、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町多目的研修集会施設政所振興センターを政所自治会へ無償譲渡するため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては各担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 議案第23号、北広島町森づくり基金条例について、農林課から説明申し上げます。議案集131ページをごらんください。森林を県民共有の財産として守り育てるため、ひろしまの森づくり県民税を財源に、ひろしまの森づくり事業が展開されています。本町も、この財源をもとに広島県からの交付金により、間伐等の森林環境整備をはじめとする森づくり事業に取り組んでおります。平成30年度以降においても、この事業に取り組む予定であり、その財源に充てることを目的として、交付金の一部を基金に積み立てるため、本基金条例の制定を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 議案第24号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正することについて、商工観光課からご説明申し上げます。議案集134ページをごらんください。条例第6条の奨励金の額について改正するものでございます。第3号の雇用奨励金につきましては、5人以上の場合は、1人につき50万円以内、5人未満の場合は、1人につき20万円以内を1人につき20万円以内に改正するものでございます。限度額については変更ございません。

第4号の土地取得奨励金につきましては、現在は100分の10を乗じた額で限度額を設けておりませんでした。改正案では100分の5を乗じた額で1000万円を限度とするものでございます。第5号の設備取得奨励金につきましては、限度額を5000万円から1000万円に改正するというものでございます。以上が条例改正の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 議案第25号、北広島町都市公園条例の一部を改正する条例について建設課からご説明申し上げます。議案集は137ページから139ページでございます。この条例は、都市公園施設敷地面積に対する公園内の運動施設敷地面積の割合を示したものでございますが、都市公園法施行令において、100分の50を超えてはならないとこれまでではされておりました。都市公園施行令の改正がありまして、このことを条例で定める必要が生じたことにより、今回条例を改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 議案第26号から28号まで、生涯学習課から説明をいたします。議案集の140ページをお願いいたします。議案第26号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。こちらでございますが、現在施行しております公立放課後児童クラブ、夏休みなどの長期休業日における朝の開所時間8時から7時30分に早めて開所することにつきまして、条例の一部を改正するものでございます。続きまして、143ページをお願いいたします。議案第27号、芸北高原の自然館設置及び管理条例の一部を改正する条例について。芸北 高原の自然館の展示室、こちらを自然観察の玄関口、ビジターセンターとして位置づけ、自然破壊の未然防止や利用者の安全確保を担う施設として、野外で活動する人は誰でも展示室を訪れ、自然に関する知識と情報を得ることができるようにするために現在の入場料100円を無料にするよう、条例の一部を改正するものでございます。続きまして、146ページをお願いいたします。議案第28号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例。コミュニティ施設の夜間照明につきましては、現在、指定管理により運営をしております。使用時間が増加した施設におきまして、赤字の運営となっていた施設がございます。現在500円までとなっております使用料金の値上げをする必要があるために条例の一部改正を行うものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願をいたします。

○議長（伊藤久幸） 消防長。

○消防長（石井雅宏） 議案集149ページをお願いいたします。議案第29号、北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例について消防本部からご説明申し上げます。人件費単価、物価水準の変動に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年1月26日に公布され、本年4月1日に施行されることから、設置許可、完成検査など手数料額の増額改定をお願いするものでございます。2点目ですが、次の150ページの下段になります。黒枠内でございます。国が示します火災予防条例の基本令に基づき、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所を追加するものでございます。その他の改正につきましては、文言修正でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（伊藤久幸） 芸北支所長

- 芸北支所長（成瀬哲彦） 議案集157ページをごらんください。議案第30号、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、芸北支所からご説明をいたします。北広島町多目的研修集会施設政所振興センターを政所自治会へ無償譲渡するため、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例、別表第3条関係の政所振興センター、北広島町政所310番地1を削除する議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 以上をもって提案理由の説明を終わります。以上8議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第32 議案第31号 指定管理者の指定についてから  
日程第35 議案第34号 財産の無償譲渡について

- 議長（伊藤久幸） 日程第32、議案第31号、指定管理者の指定についてから、日程第35、議案第34号、財産の無償譲渡についてまでを一括議題とします。以上4議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第31号から議案第34号につきまして、一括して説明します。議案集159ページをお願いします。議案第31号、指定管理者の指定について説明します。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で、指定管理者を指定するため、町議会に提案するものです。161ページをお願いします。議案第32号、字の区域の変更について説明します。本案は、土地の合筆登記をするため、字の区域の変更の申し出を受け、合筆登記ができるよう、字の区域を変更するものです。163ページをお願いします。議案第33号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明します。本案は、広域連合の電算処理システムに係る機器に要する経費負担について、広域連合規約を変更するため、町議会の議決を求めるものです。165ページをお願いします。議案第34号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、町議会に議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 議案第31号、指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。指定管理者の指定ですけれども、4件ございます。施設名、北広島町千代田子育て支援センター、指定管理者となる団体、社会福祉法人ルンビニ福祉会、指定期間については、平成30年4月1日から5年間、これは継続の指定管理となります。2件目ですけれども、北広島町小規模老人ホーム豊平清楽荘、指定管理者となる団体、社会福祉法人山県東中部福祉会、指定期間については、平成30年4月1日から3年間、これも継続となります。3件目ですけれども、芸北高齢者生活福祉センター仙水園、指定管理者となる団体、社会福祉法人芸北福祉会、指定期間は平成30年4月1日から5年間、こちらの指定管理者は、新規の指定管理者となります。4件目です。芸北ホリスティックセンター・福祉支援センター部分でございます。指定管理者となる団体、社会福祉法人北広島町社会福祉協議会、指定期間は平成30年4月1日から5年



間、こちらにも継続の指定管理となります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。続きまして、議案第32号、字の区域の変更についてでございます。議案集161ページをお開きください。所在地でありますけれども、山県郡北広島町中原字八反田1775番地を字界の変更を行いまして、北広島町中原字三反田に変更するものでございます。この変更理由でございますけれども、土地の所有者が土地改良事業に合わせて住宅兼倉庫を建築し、不動産の管理のための合筆登記を申請しようとしたところ、字界が通っており、合筆ができないということが判明し、所有者から要請があったものでございます。将来の土地利用上の整合性がとれるように、字の区域の変更について、町議会に提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議案第33号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、町民課よりご説明申し上げます。議案書の163ページをお願いします。広島県後期高齢者医療広域連合の電算処理システム機器の更新の経費は、市町負担金として負担をしておりますが、各市町の要望による追加設置します端末機器の経費につきましては、新たに経費割として、追加設置する市町の負担とするために広域連合規約の変更を行うものです。以上で町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 芸北支所長

○芸北支所長（成瀬哲彦） 議案第34号、財産の無償譲渡につきまして、芸北支所からご説明を申し上げます。議案集165ページをごらんください。財産の表示、広島県山県郡北広島町政所310番地の1。種別、建物。名称、政所振興センター。構造、木造平家建一部2階、延べ床面積283.26平方メートル。2、譲渡先、広島県山県郡北広島町政所310番地、政所自治会代表、前宝作。こちらの施設につきましては、住民が魅力あるふるさとづくりを目指しまして、自発的、自主的活動を続けるための拠点といたしまして、さらには生涯学習の推進、農村文化、芸能等の伝承のための施設として、地域が要望する多目的研修集会施設の整備について、平成8年度、政所地区の要望に応えまして、地域と町が一緒になって政所振興センターを建設したものでございます。こちらの施設は、既定年度終了後には無償で地域に譲渡するものとして規定されておまして、建設を行っております。こちらの施設のほう、よろしくお願いをいたします。以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤久幸） これをもって提案理由の説明を終わります。以上4議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 議案第35号 平成29年度北広島町一般会計補正予算（第7号）から

日程第45 議案第44号 平成29年度北広島町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（伊藤久幸） 日程第36、議案第35号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第7号から、日程第45、議案第44号、平成29年度北広島町水道事業会計補正予算第3号までを一括議題とします。以上10議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは平成29年度補正予算の概要につきまして、一括して説明します。

別冊の平成29年度補正予算書をごらんください。議案第35号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第7号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4700万円を減額し、予算の総額を173億9000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、記録的な大雪に伴う除雪費の追加、森づくり基金創設に伴う積立金の追加や災害復旧事業をはじめその他事業の精算など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。繰越明許費は、第2表に事業別に追加8事業、補正2事業を、債務負担行為補正は、第3表に追加8件及び変更1件を、また地方債補正は、第4表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第36号、平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3600万円を減額し、予算の総額を23億9300万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、療養給付費、共同事業交付金など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第37号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1200万円を減額し、予算の総額を7億9000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、浄化センター維持管理委託料、実施設計委託料の精算など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。地方債補正につきましては、第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第38号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、予算の総額を3億4200万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、農業集落排水処理場の維持管理委託料の精算のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第39号、平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3300万円を減額し、予算の総額を29億1700万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、介護予防サービス給付費の減額のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第40号、平成29年度電気事業特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万円を減額し、予算の総額を5300万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、基金積立金の減額のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第41号、平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万円を減額し、予算の総額を2億1580万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、電子カルテシステム購入費など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第42号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万円を減額し、予算の総額を6億2600万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設管理事業の事業精査のほか、決算見込みによる補正を行っております。債務負担行為補正は、第2表に追加4件及び変更1件を、また地方債補正は、第3表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第43号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、予算の総額を2億7300万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、保険料等負担金の決算見込みによ

る補正を行っております。別冊の北広島町水道事業会計補正予算書をお願いします。議案第44号、平成29年度北広島町水道事業会計補正予算第3号です。本案は、収益的収入において、既決の収入予定額から4023万9000円を減額し、収入予定額を5億7313万8000円とし、収益的支出において既決の支出予定額に2091万6000円を追加し、支出予定額を5億4406万9000円とし、資本的収入において、既決の収入予定額から11億680万円を減額し、収入予定額を1億9470万2000円とし、資本的支出において、既決の支出予定額から10億5617万5000円を減額し、4億8445万8000円とするものです。また、企業債の限度額を1億9470万円に改めるものであります。なお、今回予算補正を行う主な内容は、事業収益の減額並びに事業外費用の増及び建設改良費の精算など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） それでは初めに、議案第35号、北広島町一般会計補正予算第7号につきまして、財政課からご説明を申し上げます。事前に配付しておりますA3の資料、こちらになります。平成29年度3月補正予算の概要及び主要施策をお願いいたします。まず、見開きの左のページをお願いいたします。今回の補正におきましては、中ほどの編成上のポイントといたしまして、記録的な大雪に伴う除雪費、森づくり基金創設に伴う基金積立金や本年度の事業ごとに精査を行い、決算見込みによる補正予算を計上しております。その結果、一般会計の補正額は2億4700万円の減額補正で、補正後の予算額は173億9000万円となっております。また、下段にかけましては、一般会計、特別会計におけます当初予算額からの補正の状況や3月補正後の予算総額の当初予算額に対する比率を掲載してございます。右のページをお願いいたします。上段に本町の主な基金の状況を記載しております。特に一番上の財政調整基金につきましては、平成29年度末残高では13億8592万円を見込んでおります。次に、主要施策を説明をいたしますが、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど、予算書と一緒にご覧いただければと思っております。一般会計では、みんなで創造する実りと活力のあるまちでは、森づくり基金積立金450万円の追加、産地パワーアップ事業補助金や森づくり交付金事業費の精算により、総額1999万円の減額を、次に、誰もが愛着を持って暮らせる町では、私立保育所の安定した運営のための職員処遇改善のための運営委託料、また、認定こども園施設型給付費負担金の追加1641万円、病児保育事業に係る基準額変更に伴う増額182万円により、総額1823万円の増額予算を計上しております。次に、心身ともに健やかで安心して暮らせる町では、芸北高齢者生活福祉センター仙水園屋根修繕工事の追加324万円、予防接種委託料及び生活保護扶助費の精算により、総額1851万円の減額を、また、安らぎと便利さを感じられる町では、地方バス維持費補助金の追加606万円を、町道及び国県道除雪費の追加2億3537万円、川戸地区急傾斜地崩壊対策事業、県営事業負担金の追加250万円、平成29年災害、農林水産施設災害復旧事業費精算により、総額1億2673万円の減額及び単独災害復旧工事費325万円の追加により、総額1億2045万円を計上してございます。次に補正予算書の第2表をお願いいたします。議案ページから3枚目の裏面になります。繰越明許費でございます。追加では、民生費から教育費までの8事業、補正2事業を平成30年度へ繰り越しを行うものでございます。同じく補正予算書の次のページをお願いいたします。第3表に債務負担行為の補正を計上しております。追加と

しまして、指定管理施設の期間など8件、変更として、指定管理に伴う限度額の変更1件でございます。同じく次のページをごらんください。第4表に地方債の補正を計上しております。補正後の借入限度額を総額で20億6227万2000円とし、20万円を増額するものでございます。以上で財政課から、一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしく願いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議案第36号、平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号につきまして、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。2款保険給付費の1項1目一般被保険者療養給付費ですが、6000万円増額し、12億2640万円とし、2目退職被保険者等療養給付費を2000万円減額し、3604万円とするものです。いずれも給付実績等による決算見込み額により補正をするものです。次のページをお願いいたします。2款2項2目退職被保険者等高額療養費ですが、500万円減額し、700万円とするものです。これも給付実績等による決算見込み額により補正をするものです。2款3項1目葬祭費、2款4項1目出産育児一時金ですが、いずれの件数も見込み件数より多く、葬祭費は3件の15万円、出産育児一時金は6件の252万2000円の増額をするものです。次のページをお願いいたします。7款共同事業拠出金の1項1目高額医療費共同事業拠出金ですが、3451万3000円減額し、3879万4000円とし、2目保険財政共同安定化事業拠出金は4365万6000円減額し、4億1702万9000円とするものです。これらは今年度の拠出金が決定されたことにより補正を行うものです。次のページをお願いいたします。9款1項1目財政調整基金積立金ですが、300万円増額し、800万円とするものです。これは歳出の減額により、積立金を増額するものです。次に、戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。3款国庫支出金の1項1目療養給付費等負担金ですが、変更交付申請に基づきまして2290万6000円増額し、3億1375万2000円とし、2目高額医療費共同事業負担金は、国庫負担分が確定したことにより、678万8000円減額し、1153万8000円とするものです。次に、4款1項1目療養給付費等交付金につきましては、204万6000円減額し、4714万4000円とするものです。これは退職被保険者等療養給付費等の実績によるものです。次に、6款県支出金の1項1目高額医療費共同事業負担金につきましては、県負担分が確定したことにより862万7000円減額し、969万9000円とするものです。次に、7款共同事業交付金の1項1目高額医療費共同事業交付金ですが、610万9000円減額し、3054万6000円とし、2目保険財政共同安定化事業交付金は2344万7000円減額し、4億3723万8000円とするものです。いずれも交付額の確定による補正でございます。次のページをお願いします。9款1項1目一般会計繰入金につきましては、3節職員給与費等繰入金、4節出産育児一時金、合わせまして186万円増額し、1億7711万8000円とするものです。9款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、基金繰り入れの必要がなかったことから、1686万9000円の減額補正をするものです。以上で町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第37号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書の歳出補正予算事項別

明細書1ページ、2ページをお願いいたします。まず、歳出、1款1項1目一般管理費の委託料を305万7000円の減額、2款1項1目下水道新設費の委託料を322万円の減額、同じく2款1項2目下水道管理費の委託料を574万円の減額をお願いするものでございます。それぞれ委託料でございますけれども、一般管理費の委託料は、下水道計画見直し業務の委託、下水道新設費の委託料は、千代田浄化センター増設実施設計及び下水道管布設の設計業務、下水道管理費の委託料は、千代田、大朝、新庄の各浄化センターの維持管理委託の契約額に對しまして、それぞれ不要となったため、減額をするものでございます。以上、歳出補正合計に予備費の1万7000円増額を含めまして1200万円減額するものでございます。また、それに対する歳入でございますが、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをご覧ください。事業精査しまして、3款1項1目下水道事業費国庫補助金の公共下水道事業補助金を300万円の増額、4款1項1目一般会計繰入金を1760万円の減額、7款1項1目下水道債を260万円増額し、歳入補正合計1200万円の減額をするものでございます。公共下水道事業補助金の300万円の増額は、大朝新庄浄化センター移動脱水車購入におきまして、排水ホースの追加に對するものでございます。下水道事業債の260万円の増額は、対象事業費の増額によるものでございます。続きまして、議案第38号、北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号につきまして、引き続き上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。歳出、2款1項2目農業集落排水管理費を115万円減額するものでございます。これは委託料の農業集落排水処理場維持管理業務委託料80万円、マンホール周辺の修繕や道路舗装修繕などの維持修繕工事請負費35万円につきまして、それぞれ事業精査し、減額するものでございます。以上、歳出補正合計に予備費の15万円の増額を含めまして100万円減額するものでございます。また、それに対する歳入でございますが、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。事業精査しまして、決算見込みにより、受益者分担金を33万9000円の増額、一般会計繰入金を133万9000円減額し、歳入補正合計100万円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第39号、平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号につきまして、保健課からご説明させていただきます。今回の補正の主な項目は、総務費の介護認定審査会費及び保険給付費の介護予防サービス等諸費並びに地域支援事業費を年間の総額を見込み、減額補正するものでございます。歳出の事項別明細書の1ページ及び2ページをお願いいたします。1款3項の介護認定審査会費の1目の介護認定審査会委員報酬を69万円減額でございます。介護認定審査会委員は、1合議体5名で、毎週木曜日に審査会を開催しておりますが、委員の欠席があったためでございます。2目の認定調査事業の役務費60万円の減額についてでございますが、主治医意見書の依頼通知や認定結果等の通知が見込みよりも少なかったため、委託料につきましては、認定調査の委託件数が見込みよりも少なかったための減額でございます。次の2款4項1目の介護予防サービス給付費につきましては、要支援1、2の方の介護予防訪問看護や介護予防通所リハビリテーションなどの介護予防サービスの給付が見込みよりも少なかったための3000万円の減額でございます。4款1項1目介護予防生活支援サービスの事業費でございます。53万円の増額となっておりますが、内訳としては、介護予防生活支援サービス事業費の第1号訪問事業、これは75万円の増額でございます。訪問型

サービスA事業、これは基準緩和型サービスで、シルバー人材センターに委託しておりますが、見込みより利用が少ないため35万円の減額、現行相当の次のページにあります、現行相当の訪問介護サービス給付費は、要支援1、2の方が訪問介護を利用される方でございます。見込みより増えたための110万円の増額でございます。4ページをお願いいたします。第1号通所事業は、通所型サービスの基準緩和型サービスのスキット元気塾、筋筋キラキラ教室の歯科衛生士の報償費が22万円の減額でございます。4款1項2目の介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者及び要支援1、2の方のプラン作成委託料が見込みより少ないため、15万円の減額でございます。4款2項1目の一般介護予防事業費の介護予防普及啓発事業は、事業実績の見込みからの27万3000円の減額でございます。介護予防把握事業でございます。基本チェックリストを介護認定者及び総合事業対象者を除いた80歳以上の方に郵送し、総合事業対象者の把握を行っております。委託料が見込みより少なかったための減額でございます。1362の方に郵送させていただき、1032人の方から回答がございました。基本チェックリストの結果から、訪問等を行って総合事業等へつなげ、介護予防に取り組んでまいります。次のページの4款3項の包括的支援事業・任意事業でございます。7目の生活支援体制整備事業は、地域包括支援センターのランチでございます保健センターの臨時保健師が兼ねております生活支援コーディネーターの賃金が当初見込みより減ったための15万円の減額でございます。次に歳入についてご説明をいたします。歳入の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。1款の介護保険料は、現年度分特別徴収保険料を87万円増額し、地域支援事業分の保険料を87万円減額するため、補正額はゼロ円となります。3款の国庫支出金、4款の支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の歳出の減額に伴っての歳入の減額でございます。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 議案第40号、平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算第4号について農林課から説明申し上げます。電気事業特別会計予算事項別明細書の歳出1ページ及び2ページをご覧ください。2款1項1目電気事業費でございます。補正額がゼロでございますが、財源600万円について電気事業基金からの繰り入れとしていたものを電気事業特別会計の一般財源からとする財源更正でございます。次に、4款1項1目の電気事業基金費を800万円減額し、200万円の積み立てとするものです。続いて歳入を説明いたします。前に戻っていただいて、事項別明細書歳入の1ページ及び2ページをごらんください。1款1項1目の使用料を173万7000円減額し、3786万円とするものでございます。これは当初想定していた発電量より下回る見込みであることからです。次に、3款1項1目の一般会計繰入金を26万3000円減額し、181万7000円とするものです。次に、3款2項1目基金繰入金を600万円減額し、ゼロ円とするものです。歳出の説明のときに申しましたように、基金財源をせずに、今回、本特別会計の一般財源を充てることによるものです。以上、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第41号、平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号について、保健課から説明させていただきます。歳出の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。1款1項施設管理費の委託料でございます。3、委託料、事務機器等保守管理委託

料、清掃委託料、地下タンク点検委託料を精査しまして、5万5000円の減額でございます。14節の使用料及び賃借料30万円の減額につきましては、八幡診療所の公用車車両リース代の減額でございます。19節負担金の54万3000円の増額につきましては、八幡診療所長の広島県医師派遣負担金の増額でございます。2款医業費でございます。13節の委託料につきましては、雄鹿原診療所のDR装置保守点検委託料の減額でございます。14節の使用料及び賃借料は、16万7000円の増額でございます。雄鹿原診療所の医療用酸素濃縮機等借上料、歯科診療所の歯科用レントゲン装置借上料、八幡診療所の医療用酸素濃縮機等借上料でございます。18節の備品購入費は、雄鹿原診療所、八幡診療所の電子カルテ購入に係るものがございます。2目の医療用消耗品及び5目の義歯加工費は、年間の総額を見込み、それぞれ減額補正するものがございます。歳入の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。1款1項の外来収入でございます。年間の外来収入を見込みで、国保の診療報酬収入及び後期高齢者医療診療報酬につきましては増額補正でございますが、社保及びその他診療報酬につきましては減額補正でございます。その他診療収入は特定健診、がん検診料金やインフルエンザ等予防接種の収入でございます。今年の冬、インフルエンザのワクチンの供給が当初10月の初めがなかなか難しいところもございましたので、差し控え等もございましたことも影響しているのではないかと考えております。診療所につきましては、後期高齢者の方の受診が増えておりますので、後期高齢者のほうの収入が増えていることを見込んでの収入増となっております。2項2目の介護保険事業収入でございます。訪問看護及び訪問リハビリの実績見込みによって増額補正でございます。2款1項の手数料の文書料は、診断書料などがございます。次の3ページをお願いいたします。8款1項の寄附金でございます。雄鹿原診療所へ山県、加計ライオンズクラブから寄附金を2万円いただきました。雄鹿原診療所運営費に活用させていただきます。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 議案第42号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号についてご説明をいたします。歳入歳出とも800万円減額をいたしまして、6億2600万円とするものがございます。事項別歳入1ページから4ページをご覧ください。工事分担金、使用料及び移転補償費など増額としております。これは使用料が増えたといったところです。これに伴いまして、一般会計からの繰入金及び一般単独事業債を減額としております。次に、歳出ですけれども、総務管理費、施設管理費など、いずれも減額となっております。これは事業精査によるものです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議案第43号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号につきまして、町民課からご説明申し上げます。歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、475万2000円減額し、2億7061万円とするものです。これは保険基盤安定負担金の減額によるものです。次に、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。3款繰入金の1項1目事務費繰入金を24万8000円減額し、1382万7000円とし、2目保険基盤安定繰入金を475万2000円減額し、8660万4000円とするものです。歳入歳出の数値につきましては、全て後期高齢者医療広域連合からの通知に基づきまして補正を行っているものです。以上で町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたし

ます。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第44号、北広島町水道事業会計補正予算につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。別冊の平成29年度北広島町水道事業会計補正予算書第3号の8ページ、平成29年度北広島町水道事業会計補正予算説明書をお願いいたします。収益的収入及び支出の収入でございます。収益的収入を事業精査し、決算見込みによるもので、事業収益の営業収益、給水収益の水道料金を900万円の増額、その他の営業収益の負担金を76万2000円の減額、営業外収益の分担金を152万3000円の増額及び当初は還付を予定しておりました消費税及び地方消費税還付金が事業費が減額となったため、還付が見込めなくなりましたので、5000万円減額するものでございます。以上、収益的収入補正合計4023万9000円を減額するものでございます。また、収益的収入及び支出の支出でございます。事業費用の営業費用、原水及び浄水費の賃借料を1537万5000円増額するものでございます。これは今年1月の寒波などによります壬生配水池の水位低下に伴い、緊急的に浄水能力向上のため、壬生浄水場へ設置しました移動式浄水装置の賃借料を増額するものでございます。次に、総係費を事業精査し、決算見込みにより、845万2000円減額するものでございます。これは職員手当を50万円の増額、また、今年度から委託しております水道事業総合管理業務におきまして、当初4月から実施予定としておりましたが、6月からの実施となったため、委託料を895万9000円減額するものでございます。次に、営業外費用の消費税及び地方消費税を1400万円の増額をするもので、こちらも当初還付を見込んでおりましたけれども、事業費の減額で、支出が発生したものでございます。以上、収益的支出補正合計2091万6000円増額するものでございます。続きまして、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の企業債を11億680万円減額し、資本的支出の建設改良費を10億5617万5000円減額するものでございます。これは本年度当初予定しておりました壬生浄水場増設工事におきまして、水道事業広域連携の検討により、工事を保留、未着手のため、その施工監理に対する委託料を1269万9000円の減額、また工事改良費の工事請負費を事業精査いたしまして、決算見込みにより10億4347万6000円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） これをもって提案理由の説明を終わります。以上10議案については、後日、審議、採決を行います。暫時休憩といたします。13時30分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 23分 休 憩

午後 1時 32分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。

日程第46 施政方針

○議長（伊藤久幸） 日程第46、平成30年度北広島町予算の提出に当たり、町長より施政方針の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 本議会に提案しております平成30年度当初予算並びに諸議案の提出に当たり、町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様方のお一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。私が町長に就任して、はや5年がたちました。この間、明るく元気なまちづくりの実現に向け、幅広く、皆様の意見をお聞きしながら、着実に事業を推進してきました。本町には、先人たちが守り続けてきた豊かな自然、誇りある歴史・文化など、多様な地域資源をはじめとした財産が長い歴史の中で継承されています。人口減少社会という新たな局面を迎え、本町が有する有形無形のすばらしい財産の価値や魅力をさらに高め、輝かしい未来へ引き継いでいくため、人づくり、協働のまちづくりをさらに深化させ、地域の可能性や将来に希望を持つことで、人と地域が輝き、心豊かで将来に希望が持てるまちづくりを全力で推進してまいります。日本経済の状況は、これまでの各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復し、雇用、所得環境の改善が続く中、一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意するとともに、あわせてアベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々まで、その成果を波及させ、経済の好循環をさらに加速させる必要があります。経済・財政再生計画の集中改革期間の最終年度として、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、子育てプランを踏まえた保育の受け皿拡大など、人への投資を拡充した人づくり革命の推進や生産性革命の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資やイノベーションの促進を図るとともに、誰もが夢を追求でき、能力を伸ばし、居場所があって頑張っていける一億総活躍社会の実現の取り組みを加速し、成長と分配の好循環の拡大に向けた取り組みを進めることにしております。本町におきましても、こうした経済情勢や国政の流れを注視しつつ、厳しい財政運営の中でも持続可能なまちづくりを推進してまいります。平成30年度の国の地方財政対策によりますと、経済財政再生計画を踏まえ、地方が国の取り組みと基調をあわせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、地方創生などの重要課題に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう、一般財源総額について、前年を上回る額を確保するとしながらも、地方交付税については、昨年度に引き続き減額が見込まれております。地方財政対策の主なものとして、子供・子育て支援などの社会保障関係経費やまち・ひと・しごと創生事業費について、引き続き1兆円が、また、公共施設等の老朽化対策を推進するため、公共施設等適正管理推進事業費について、河川等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に拡充がされております。地方財政は、依然として厳しい状況にあり、引き続き、広島県、町村会等を通じて、安定的、かつ持続的な地方行政の運営ができるよう、国に強く求めてまいります。広島県においては、これまでひろしま未来チャレンジビジョンの実現に向け、仕事や暮らしに抱く希望を諦めることなく追求することができる欲張りなライフスタイルの実現に向けた取り組みによって、新たな変化の兆しや成果があらわれつつあります。今後、生産年齢人口割合の長期的な低下や第4次産業革命の進展による社会経済システム自体の変革などが予想され、こうした環境の変化に対応して、意欲ある働き手の雇用の場をつくり、さまざまな状況

にある人々が仕事と暮らしを追求し、個性と能力を発揮することができる欲張りなライフスタイルに支えられた経済社会を構築することが必要であると、その実現に向けて、次の施策に注力するとしております。乳幼児期の教育・保育の向上、学びのセーフティネット構築等により、全ての子供が夢を育むことができる社会づくりなど、希望をかなえるための後押し、物づくり産業の競争力強化やA Iと言われている人工知能等の新たな技術を活用した生産性革命などのゆとりの創出、中山間地域の地域力強化や都市圏の活力強化など、地域活力の基盤づくり、スポーツを核とした地域づくりなど、暮らしを楽しむ機会の創出を取り組みの柱として、総合的に推進することで、さらなる行動変容の拡大を図っていくこととしております。今後とも広島県との連携を密にし、地域活性化の取り組みをはじめ、観光振興や担い手が生活設計を描ける農林業の確立など取り組みを効果的に推進してまいります。次に、平成30年度における町政運営に対する基本姿勢です。昨年度は、本町の憲法ともいべき北広島町まちづくり基本条例、町の目指す将来像を定めた第2次北広島町長期総合計画を策定するとともに、公約実現に向けた足がかりとする年でもありました。本年度も引き続き、人づくり、協働のまちづくりに基づく満足感と幸福感が感じられるまちづくりの実現を目指して、着実に施策展開してまいります。人口減少社会への対応が求められ、町民の価値観も多様化する中、現実を見据え、中長期的な視点で向かうべき方向性を考えたとき、地域の実情に応じた課題解決や新しいことにも積極的に挑戦し、人づくりを基本とした町民の参加と協働のまちづくりを実践していくことが重要であり、その取り組みは一過性のものではなく、息の長い地道な積み重ねが重要であると考えています。近年、若者を中心に田園回帰傾向が大きくなってきており、農村地域が光り輝く時代が来る可能性も大きいものがあると確信しております。社会情勢は、日々刻々と変化し、将来を見通すことについて難しい点はありますが、時勢の変化に対し、速やかな対応に努めるとともに、希望を持って、常に初心を忘れず、町政運営に全力で取り組んでまいります。本町の財政状況であります。これまで継続した財政健全化の取り組みにより、町債残高を縮減するなど着実に実を結びつつありますが、合併から10年を経過し、普通交付税の合併特例加算の段階的廃止をはじめとした歳入の減少は想定してきたこととはいえ、本町にとって、余りにも大きな影響があるといわざるを得ません。さらに歳入は減少傾向にあるにもかかわらず、これまでの借り入れに対する返済である公債費や社会保障関係費である扶助費も依然として大きな割合を占めており、歳出の予算規模は高額で推移していることから、この数年、多額の財政調整基金等の取り崩しにより財源不足を解消している状況にあります。本町のように自主財源比率の低い自治体の場合、国の政策や景気の動向により、歳入規模は大きく変わってしまいます。そのため基金を一定程度保有することは近年の大規模な自然災害などの財政需要に迅速に対応することができるなど、行政運営の弾力性を増加させる上でも、極めて重要であります。平成30年度当初予算編成においては、財源確保の観点から、事業の精査はもとより、内部管理経費では、特別職、一般職員の出張時における日当の3年間の休止の特例、消防職員の特例勤務手当の廃止などや、これまで補助金の見直しの取り組みをしてきました団体等への補助金の一部について、基本的に10%の削減を目標としたところであります。今後においても体力に見合った財政規模の確保、将来にわたり持続可能な財政基盤づくりに向け、前例踏襲から脱却するとともに、全庁一丸となって創意工夫による新たな手法にも果敢にチャレンジしてまいります。また、次世代への負担の軽減を図ることの観点から、公共施設の配置転換や廃止による財政投資の縮減をはじめ第3次行政改革大綱に基づく聖域なき改革に全力で取り組むとともに、

重点施策については、組織全体で協議を行うことを基本とし、最小経費で最大効果が発揮できるよう、PDCAサイクルに基づく実践を行い、安定した住民サービスの提供に努めてまいります。以上のような現状を踏まえ、公約に掲げました第2次長期総合計画・地方創生総合戦略の確実な推進、未来の北広島町を担う人づくり、産業・経済の活性化、心豊かで元気なまちづくりの4つの柱の実現に向け、各施策を力強く実行に移し、未来につなぐまちづくりを実践してまいります。本年度に実施します主要施策について、その概要を第2次長期総合計画に定める、新たな感動・活力をつくる北広島、人の力があふれるまちを機軸に、5つの重点方針に沿ってご説明いたします。施策テーマ1つ目は、みんなで創造する実りと活力あるまちです。農業振興対策としては、本町の基幹産業である農業分野では、就農者の高齢化や後継者不足の課題に対し、引き続き、新規就農総合対策事業を実施し、農業振興と多様な担い手の育成を図るとともに、耕作放棄地発生防止に向けて、農業委員会、担い手ネットワーク協議会組織を中心に共通課題の解決、農地の集積活動や農地利用の最適化を推進します。なお、本年度から国からのコメの生産数量目標の配分がなくなり、これまでの生産調整制度が大きな転換期を迎えます。米価の安定を図るため、国、県の動向に注視しつつ、関係者と協議しながら、適切に対応してまいります。また、これまで園芸振興作物、農産物供給力強化など農業振興に向けて単町での補助金の交付により、きめ細かく対応してきたところでありますが、本年度からより効果的な事業となるよう、園芸産地強化事業など各種補助金を整理・統合し、事業を実施してまいります。さらに、北広島町特産の野菜産地拡大に向け、担い手の育成や農業参入企業の促進にあわせ、トマト、ホウレンソウ、キャベツの生産拡大を図り、魅力ある地域農業を創造してまいります。林業分野では、県の森づくり交付金を活用して、里山の保全に活用するための林業用竹粉碎機チップターの導入やテングシデ群落の周辺樹林の間伐に着手いたします。また、森づくり基金を創設し、林業振興を進めてまいります。商工業振興対策では、本町の商業活性化の中心的役割を担う商工会への支援に加え、企業支援や既存事業者の持続的な発展を目指すビジネス創造支援補助金や資格取得のための頑張る企業応援補助金の継続、さらに小規模事業者に対する経営改善利子補給制度など、中小企業者への各種支援制度を継続してまいります。地元企業等活性化対策としては、北広島町中小企業・小規模企業振興条例にのっとり、町内消費の拡大による地域経済活性化支援のため、地域通貨事業を継続するとともに、企業支援員を引き続き配置し、企業の抱えるニーズや課題などの把握に努め、支援策の検討を行うとともに、雇用マッチングなどの支援に取り組みます。さらに、きたひろ応援ファンド事業では、インターネットを利用した資金調達方法によるクラウドファンディングを活用し、本町の産業やまちづくり活動を行う団体や企業等への支援を行い、地域づくりの促進や産業の振興を図ります。施策テーマの2つ目は、誰もが愛着を持って暮らせるまちです。新規定住促進化対策では、暮らしアドバイザーの継続、住宅新築補助金、Uターン奨励金の交付による総合的な定住促進を推進します。また、昨年度までに4地域において、お試し住宅を整備しましたが、地域と連携しながら、一時的に本町で暮らしの体験や移住に向けて、お試し住宅の活用によるさらなる定住促進を図ってまいります。地域づくり振興対策では、継続して集落支援員、地域づくりコーディネーター、地域おこし協力隊員の受け入れによる地域の活性化を図ってまいります。若者・子育て世代魅力づくり対策では、新規事業として、結婚、妊娠から出産、子育てまでワンストップで支援を行う子育て世代包括支援センター・ネウボラを拠点型及び地域ごとに設置し、保育士、保健師、助産師等の配置により母子保健、産後ケア、育児支援など子供の健やかな成

長を支えるための環境づくりの整備により、相談支援体制の充実を図ってまいります。あわせて婚活イベント開催経費の補助、命の授業等、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない事業を引き続き総合的に展開し、安心して子育てができる住みよい環境づくりに努めてまいります。また、親子参加型・体験型プログラムであるファミリーフェスタの開催により、子育て世代が交流することで、情報の提供や子育ての魅力と楽しさ等を町内外へ発信してまいります。観光振興対策として、引き続き北広島観光プロモーション事業を展開し、国内外に向けた北広島の魅力の情報発信や広域観光連携を進め、新たにサイクリングイベントに取り組みます。また、インバウンド事業の展開により、さらなる交流人口の拡大による地域活性化を図ります。体験型観光推進対策では、引き続き民宿や民泊での体験活動や修学旅行の受け入れを中心に、自然や文化を通じた交流の拡大を図り、地域と連携しながら推進してまいります。コミュニティ振興対策では、宝くじ収益金を活用した戦国武将甲冑衣装を購入し、各種イベントでの活用、さらに戦国武将毛利元就とゆかりのある関係2市と連携し、三矢の訓事業を実施し、周遊促進など、広域的な観光活性化を図ります。子供の人材育成対策では、小中学校において実施しております北広島ふるさと夢プロジェクトを継続し、体験活動を通じた感動、仲間意識の醸成や地域と一体となった取り組みにより、郷土愛の醸成を図ります。また、地元高等学校の存続が町の活性化に不可欠であるため、クラブ活動の振興をはじめ、各校の実情に応じた学力、魅力向上のための支援を継続します。なお、本年度は新たな支援事業として、学力向上を目指し、地域の次世代を担う人材育成のため、県立千代田高等学校の塾開設を支援し、その運営補助を行ってまいります。学校教育分野では、給食調理員の処遇改善や平成32年度からの小学校新学習指導要領完全実施に向けた外国語科及び外国語活動の授業時間数の増加に伴い、移行期間として、本年度、外国語指導助手を1名増員し、充実を図ってまいります。伝統文化保存対策として、5カ年事業で実施しておりました重要有形文化財の芸北樽床民家保存修復事業の完了、中世紀城館跡への案内板や誘導標識の設置や歴史館を拠点とした企画展などの開催による遺跡を生かしたまちづくりを推進いたします。生涯学習、スポーツ振興対策においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、ドミニカ共和国選手団の事前合宿に向けて準備を進め、日本一元気なまちを目指し、本町のスポーツの振興や多彩な交流の機会の創出により、地域活性化を図ってまいります。本町においては、どんぐり北広島ソフトテニスクラブの全国規模での活躍や未来を担う子供たちがサッカー、陸上、野球、スキーをはじめさまざまなスポーツ競技において活躍が顕著であり、今後さらなる飛躍を期待するところです。なお、北広島町図書館のリニューアル事業につきましては、実施設計が整い次第、工事に着手する予定としております。施策テーマ3つ目は、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちです。子育て環境対策では、子育て世代の医療費負担軽減のため、高校生までの医療費支給助成事業、不妊治療助成事業、妊産婦健康診査費助成事業を継続します。健康増進対策として、住みなれた地域で生き生きと生活できるよう、健康寿命の延伸と元気な地域づくりを目指す元気づくり推進事業については、運動習慣が徐々に定着してきております。本年度は、拠点を6カ所拡充するとともに、元気リーダーの育成を行い、地域の活性化や医療費の削減につなげてまいります。また、特定健診、がん検診受診率等の向上に向け、特定保健指導や受診勧奨の強化により、生活習慣病の早期発見及び重症化予防に取り組んでまいります。医療従事者確保対策として、これまで医師・看護師育成奨学金貸付制度を創設し、本町の医療、福祉を支える人材を育成しておりますが、対象を准看護師に拡充することにより、人材の育成を図ってまいりま

す。地域医療確保対策では、豊平病院について指定管理期間3年目となります。企業努力により経営状況は回復してきておりますが、指定管理者と連携を密にしながら、国保病院としての地域医療の確保、また皆様が地域で安心して暮らすことができ、心の支えとなる病院を目指してまいります。また、医療保険制度改革においては、国民健康保険の運営が本年度から広島県に移管されることに伴い、激変緩和措置を行いながら、保険料が改定されることから、加入者への丁寧な説明、周知を図ってまいります。次に、施策テーマ4つ目は、安らぎと便利さを感じられるまちです。生活交通体系の構築では、通学・通院など地域の暮らしを支える交通手段を効率的かつ効果的な運行を確保するとともに、利用促進や魅力向上を図るため、ホープタクシーの充実を柱とした再編に向けて実証運行を行います。また、乗り継ぎ拠点の整備やわかりやすい公共交通情報の冊子を作成し、周知を図ってまいります。安全・安心なまちづくり対策として、町内2カ所への防犯カメラの設置や消防本部に査察広報車及び芸北出張所に高規格緊急自動車の更新を行うとともに、大朝出張所の耐震診断を実施し、一層の防災安全対策の推進を図ります。また、消防団には、1台の消防ポンプ積載車の更新、あわせて団員の装備等充実を図るため、活動服及び全国瞬時警報システムJアラートの更新を行い、より安全で安心なまちづくりを推進してまいります。次に、全国的にも社会問題となっている空き家対策につきましては、空き家対策計画に基づき、空き家の除去や地域で活用するための空き家再生等推進事業を実施し、活力ある地域づくりに努めます。社会資本整備対策では、引き続き道路新設改良など計画的に進めるとともに、町道をはじめ橋梁など、長寿命化計画に基づき、安全かつ適正な道路完了の維持管理に努めてまいります。また、災害復旧事業では、昨年夏に発生しました豪雨災害復旧の早期完了を目指し、鋭意工事を進めてまいります。水道事業では、壬生浄水場の寒波による水位低下に対応するための水源確保対策においては、既に昨年から江の川からの取水工事を進めているところでありますが、平成30年度上期の完成に向け、進めてまいります。あわせて、施設の老朽化による更新や人口減少に備え、県内広域連携による統合への対応が検討されており、経営見通しの観点から、今後の動向に注視してまいります。また、下水道事業等の公営企業を取り巻く環境が一層厳しくなる中で、中長期的な経営戦略に基づき、将来にわたって計画的かつ合理的な経営基盤の強化を目指し、経営環境の変化に適切に対応してまいります。国土調査推進対策として、有効な土地利用を促進するため、国土調査法に基づき、引き続き計画的に事業を推進してまいります。自然環境保全対策では、本町の豊かな自然、歴史、文化、自然環境の保全や環境づくりに努めるとともに、生物多様性の保全や木質バイオマス構想に基づく薪ストーブ購入補助事業による新エネルギー等普及対策に取り組んでまいります。次に、施策テーマ5つ目は、住民と行政が一体となって未来を創造するまちです。協働のまちづくり推進対策では、老朽化している千代田中央公民館の建替え及び周辺の一体的な整備により、本町におけるひとづくり、協働のまちづくりの拠点として、また、地域の生涯学習機能、交流、防災機能や協働のまちづくり機能を実現すべき施設として、役場周辺地区都市再生整備計画に位置づけ、今後、5カ年を目標として事業に着手します。さらに、北広島町まちづくり基本条例の理念に基づき、引き続き協働のまちづくりに向けた取り組みを行います。地域の活性化に向けたビジョンづくりと実践活動への支援、職員のスキルアップと組織体制の充実、まちづくり拠点施設の整備など行ってまいります。また、まちづくりを担う人材につきましても、担い手大学としてさまざまな分野における人材の育成支援を行ってまいります。特に地域リーダーの育成として、地域協議会、振興会等と連携し、現役世代に対する支援と次世代の育

成を目的に地域活性化に向けた先進事例の研究や実践研究、研修を実施します。あわせて健全な財政運営によるまちづくり対策として、公共施設等の更新、老朽化対策などの直面する課題に対し、個別の管理計画策定後公表するとともに、施設の特性や町民ニーズを踏まえ、関係者と協議しながら、資産の有効活用と整理に努めてまいります。職員の人材育成につきましては、各種研修や人事評価を通じて職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、柔軟で迅速に施策にチャレンジできるよう、能力の向上に努めてまいります。以上、平成30年度の町政運営に対する基本的な考え方と本年度実施します主要な施策について、その概要を説明申し上げました。平成30年度一般会計の総額は146億4000万円となりますが、前年度骨格予算に対し、2億3000万円、1.6%の増となったところであります。最後に、依然として厳しい財政運営が予想されますが、一つ一つの施策を着実に進め、町民の皆様が、住みたい、住んでよかった、住み続けたいと満足感と幸福感を感じられる明るく元気なまちづくりを目指し、町民の皆様へ寄り添い、その目標を多くの人と共有しながら、全職員総力を挙げて邁進してまいります。議員並びに町民の皆様におかれましては、現下の厳しい財政状況について特段のご理解をいただくとともに、円滑な町政運営へのご支援、ご協力をお願いいたします。本定例会にご提案申し上げます平成30年度予算案をはじめ各種案件につきまして十分にご審議をいただき、議決いただきますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤久幸） これをもって町長の施政方針を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第47 議案第45号 平成30年度北広島町一般会計予算から

日程第58 議案第56号 平成30年度北広島町豊平病院事業会計予算

○議長（伊藤久幸） 日程第47、議案第45号、平成30年度北広島町一般会計予算から、日程第58、議案第56号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計予算までを一括議題とします。以上、新年度予算関係12議案の提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、平成30年度予算の概要につきまして、一括して説明します。別冊の平成30年度予算書一般会計をお願いします。議案第45号、平成30年度北広島町一般会計予算です。本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ146億4000万円とするものです。地方債については、第2表において、借入限度額を13億2220万円と定め、また、一時借入金については、借入れの最高額を20億円と定めるものです。別冊の平成30年度特別会計予算書をお願いします。議案第46号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計予算です。本案は、北広島町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8000万円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を2億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第47号、平成30年度北広島町下水道事業特別会計予算です。本案は、北広島町下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9000万円とするものです。地方債については、第2表において、借入限度額を1億7510万円と定め、また、一時借入金については、借入れの最高額を1億5000万円とするものです。次の仕切りをお願いします。議案第48号、平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算です。本案

は、北広島町農業集落排水事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3900万円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を2000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第49号、平成30年度北広島町介護保険特別会計予算です。本案は、北広島町介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7400万円とするものです。一時借入金については、借入れの最高額を1億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第50号、平成30年度北広島町電気事業特別会計予算です。本案は、北広島町電気事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4800万円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を1000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第51号、平成30年度北広島町芸北財産区特別会計予算です。本案は、北広島町芸北財産区特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ50万円とするものです。また一時借入金については、借入れの最高額を30万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第52号、平成30年度北広島町診療所特別会計予算です。本案は、北広島町診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9900万円とするものです。また、地方債については、第2表において借入限度額を130万円と定め、一時借入金については、借入れの最高額を3000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第53号、平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算です。本案は、北広島町情報基盤整備事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ6億円とするものです。地方債については、第2表において、借入限度額を1000万円と定め、また、一時借入金については、借入れの最高額を2億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第54号、平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算です。本案は、北広島町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9400万円とするものです。一時借入金については、借入れの最高額を2000万円と定めるものです。別冊の平成30年度北広島町水道事業会計予算書をお願いします。議案第55号、平成30年度北広島町水道事業会計予算です。本案は、第3条の収益的収入の予算額を5億6239万円、収益的支出の予算額を5億4601万5000円とし、第4条の資本的収入の予算額を7410万2000円とし、資本的支出の予算額を3億1367万2000円とするものです。第5条において、企業債の限度額を7410万円とし、第6条において、一時借入金の借入限度額を2億円と定め、第7条において、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる経費、第8条においては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条においては、他会計からの補助金等の金額を、第10条では、利益剰余金の処分を定めるものであります。別冊の平成30年度北広島町豊平病院事業会計予算書をお願いします。議案第56号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計予算です。本案は、第3条の収益的収入を2億5124万2000円及び収益的支出の予算額を2億6574万4000円に、第4条の資本的収入及び資本的支出の予算額を7313万9000円とするものです。第5条において、他会計からの補助金等の金額を一般会計補助金2億1941万円及び企業債償還補助金5813万9000円とするものです。以上、予算議案12件につきましてご審議の上、議決をいただきますようよろしくをお願いします。

○議長（伊藤久幸） これをもって平成30年度北広島町予算関係12議案の提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第59 発議第1号 予算審査特別委員会の設置について

- 議長（伊藤久幸） 日程第59、発議第1号、予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。ただいま提案のありました議案第45号から議案第56号までの平成30年度北広島町予算関係12議案については、さきの議会運営委員会で協議が行われ、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。したがって、平成30年度北広島町予算関係12議案については、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。なお、予算審査特別委員会の委員長に、7番、宮本議員、副委員長に、10番、梅尾議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会委員長に、7番、宮本議員、副委員長に、10番梅尾議員を指名いたします。暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 20分 休憩

（教育長 退席）

午後 2時 22分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤久幸） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第60 同意第1号 教育長の任命の同意について

- 議長（伊藤久幸） 日程第60、同意第1号、教育長の任命の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集167ページをお願いします。同意第1号、教育長の任命の同意について説明します。本年3月の退職に伴い、次の方を教育長に選任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものです。北広島町才乙634番地、池田庄策さんです。同意についてよろしく願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより同意第1号、教育長の任命の同意についてを採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（伊藤久幸） 起立全員です。したがって、同意第1号、教育長の任命の同意については、



同意することに決定しました。（教育長 入場）教育長の任命の同意を受けられました池田庄策さんがおられますので、挨拶を受けます。教育長。

○教育長（池田庄策） 私は、これまで町内の小中学校、それから県教育委員会、そして北広島町教育委員会教育長を9年務めさせていただきました。改めまして、このたびの任命同意に当たりまして、議会の貴重な時間をお借りして、所信を申し述べたいと思っております。まずは、私は箕野町長の進める心豊かで未来に希望の持てるまちづくりをベースにいたしまして教育行政を進めてまいりたいと考えております。中山間地域におきましても、現代社会は複雑で激しい時代となっており、北広島の未来を切り開く人材の育成が強く求められております。学校教育では、こうした社会の要請に応えるためにも、子供たちに元気な心と体、考える力、協働して知恵を生み出す力の育成を一層重視して、学校教育の支援を強めてまいりたいと思っております。特にふるさと夢プロジェクト事業は継続をいたしまして、地域で体験をしたり、ふるさとを学習の拠点にし、充実を図り、地域の誇りを育むとともに、自ら考えを発信する力を備えた将来の北広島を担う人材を育ててまいります。次に、未来に続く教育の環境づくりでございますが、教育は大変時間がかかります。また、その結果もなかなか把握が難しいともいえます。したがって、教育の方針や環境がたびたび変わるような状況は回避して持続と安定を確保する必要があると考えております。現在、児童生徒数の減少、不登校や特別支援教育のあり方、教職員確保の困難さ、財政状況等々のさまざまな問題に直面をしております。そうした中、子供たちにどのような力を育むのかを見据えて、これからの学校適正配置や教育環境の検討、安定して給食が提供できる施設の整備等、問題等を先送りすることなく、改革、改善に取り組んでまいります。そして、将来にわたって持続でき、安定して教育が行える環境づくりを目指したいと考えております。生涯学習は、いつでもどこでも誰でも参加できる学びの場づくりでございます。各地域の関係団体と協働の視点を加え、文化、芸術、スポーツ各分野の振興を図ってまいります。これから千代田中央公民館の建替え、北広島町図書館のリニューアルを予定されております。これを契機に各地域の公民館等が連携をし、地域の生涯学習機能を高め、町の進める地域づくり振興対策、スポーツを核としたまちづくりと連動する必要があるというふうに考えております。また、先人から引き継いだ北広島の豊かな歴史や文化資源、豊かな自然を後世に引き継ぐため、その貴重な財産を生かし、親しみ、喜び、感動を味わうことにつながる施策は言うまでもなく、北広島の皆様が大切にしている伝統芸能の保存継承なども地域の子供たちをつなぐふるさと夢プロジェクト事業と接続をする必要があると考えております。町内の高等学校の支援等、教育委員会の担当する分野は大変広く、また、昨今の教育を取り巻く状況の変化はめまぐるしいものがございますが、変化の時だからこそ、未来を描くチャンスでもあると考えております。最後になりますが、町民の皆様、議員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬ教育行政のご支援並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、微力ではございますが、北広島町教育委員会の充実発展に全力で取り組むことをお誓いし、私の所信といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第61 同意第2号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

- 議長（伊藤久幸） 日程第61、同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集169ページをお願いします。同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意について説明します。本年3月の任期満了に伴い、次の方を北広島町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意をを求めるものです。北広島町都志見2174番地2、甲斐徳子さんです。同意についてよろしくお願ひいたします。
- 議長（伊藤久幸） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。したがって、同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意については同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第62 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

- 議長（伊藤久幸） 日程第62、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集171ページをお願いします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦について説明します。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。北広島町大朝3586番地、石橋源郎さん、北広島町大塚2307番地1、岩田正平さん、北広島町川井663番地、越 照幸さん、北広島町中祖40番地、栃藪芳江さん、北広島町岩戸2564番地1、藤田利昭さんです。以上、よろしくお願ひいたします。
- 議長（伊藤久幸） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。お諮りします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、石橋源郎さん、岩田正平さん、越 照幸さん、栃藪芳江さん、藤田利昭さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については適任とすることに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、3月7日午前10時から一般質問の予定となっていますので、よろしくお願ひします。本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 34分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~